

随意契約の状況		担 当 課 : 消防本部 警防救急課		
		契 約 日 : 令和7年7月7日		
件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額(円) 税込 (税抜)
消防通信施設・設備整備事業	消防本部 L 3 S W 2 台の購入	令和7年7月7日 ～ 令和8年3月20日	函館市中道 1 丁 目 1 4 番 1 号 函館三協通信 株式会社 代表取締役 佐々木 栄市	5,170,000 (4,700,000)
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由 本事業者は道南で唯一実施可能とする業者であり機器故障等の緊急時に距離的、時間的リスクが最も少なく迅速に対応可能であり、以前に当町の消防救急デジタル無線を整備している実績があり、無線システムの構成等を十分に把握しており、機器の更新を問題なく履行することができる。また、本事業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確となり著しい支障が生じるおそれがあり、競争入札に付する性質のものではないため、八雲町随意契約ガイドライン第2-2（政令第2号該当）の規定により一者随意契約（特命随意契約）とする。 ※入札保証金 八雲町財務規則第130条第1項第2号により免除。 ※契約保証金 八雲町財務規則第145条第3項第3号により免除。				